

令和5年美馬市農業委員会臨時総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月1日(火)午後1時15分～

2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室

3. 出席委員

1番 美馬 英二	10番 原田 政憲
2番 逢坂 利人	11番 蔭山 勝利
3番 佐藤 貞男	12番 河野 弘彦
4番 天毎木 孝利	14番 河野 耕八郎
5番 竹田 勝一	15番 小田 一夫
6番 黒川 邦晴	16番 長浦 勝幸
7番 藤本 尚人	17番 安達 英雄
8番 谷 富廣	18番 藤岡 由信
9番 大久保 孝雄	19番 村上 一好

4. 欠席委員

13番 尾方 隆子	
-----------	--

5. 事務局

局長 中津 圭二	
局長補佐 大久保 政博	
事務主任 小島 靖彦	

6. 議事日程

- 第1 仮議長の選出について
- 第2 仮議席について
- 第3 会長の互選について
- 第4 議席の決定について
- 第5 議事録署名委員の指名について
- 第6 会長職務代理者の互選について
- 第7 議案第37号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 第8 その他について

7. 会議の概要

	開会 午後1時15分
事務局長	本日の総会は農業委員任期満了による初めての総会となりますので、農業委員会等に関する法律、第27号第1項の規定により、市長が招集しております。只今の出席委員は、尾方委員が欠席のため、19名中18名の出席となっております。美馬市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして委員の過半数を越える出席でございますので、定足数に達しており、会議は成立いたしますのでご報告いたします。それでは、開会にあたり加美市長よりご挨拶を申し上げます。市長、よろしく申し上げます。
加美市長	【市長挨拶】
事務局長	市長、ありがとうございました。 それでは、会を開きたいと思いますが、仮議長が決定するまでの間、会を招集いただきました加美市長に座長を務めていただき、会の進行をお願いすることとなります。それでは、加美市長よろしく申し上げます。
加美市長	失礼します。それでは、仮議長が選任されるまでの間、座長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。日程第1、仮議長の選出についてです。仮議長の選出方法についてですが、農業委員会においては、選出方法についての定めがありません。このことから、会の招集者である私の方からご指名をさせていただくこととして、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議無し)
加美市長	異議なしということでございますので、長浦勝幸委員を仮議長に指名いたします。これよりの議事進行につきましては、長浦委員さん、よろしく願いいたします。
加美市長	以上、ここまでが、私の任務とさせていただきます。ご協力、ありがとうございました。引き継ぎのため、ここで、一旦、小休いたします。
	(市長退出) (長浦委員、議長席に移動)
長浦委員	それでは、小休前に引き続き、会議を開きます。先ほど、加美市長より指名いただきました長浦でございます。会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。着座にて失礼いたします。
仮議長	それでは、議事に入ります前に、各委員の皆様方全員から自己紹介をお願いしたいと思います。お手元にお配りしております座席表の番号順で自己紹介をお願いいたします。座席表の番号、氏名、出身町名をお願いします。そ

	れでは、座席表番号、1番美馬委員さんからお願いします。
	(農業委員18名、自己紹介)
仮議長	続きまして、事務局職員の自己紹介をお願いします。
	(事務局、自己紹介)
仮議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事日程に基づきまして、議事の進行をさせていただきます。日程第2、仮議席についてを議題とします。仮議席は、ただ今、ご着席の順番としておりますが、委員経験年数の短い順、また、生年月日の若い順としております。本議席が決定するまでの間、この仮議席のまま、議事を進めさせていただく事に、ご異議ございませんか。</p>
委員一同	(異議無しの声)
仮議長	異議なしと認めます。それでは、仮議席は、このままということに決定いたします。
仮議長	<p>続きまして、日程第3、会長の互選についてでございますが、農業委員会等に関する法律第5条に会長を置くとなっており、同条第2項に、会長は委員が互選した者を以て充てると規定されております。互選の方法については、指名推薦、投票などの方法がございますが、いかがいたしましょうか。</p>
	(河野弘彦委員、挙手)
仮議長	河野委員。
河野弘彦委員	私は、指名推薦という方法が、今後の農業委員会組織をスムーズに運営ができると思いますので、指名推薦による方法でお願いしたいと思います。
仮議長	河野委員から指名推薦による方法とのご提案がございましたが、他に、ご意見はございませんか。
	(意見無し)
仮議長	他に、ご意見がないようですので、お諮りいたします。会長の互選方法につきましては、指名推薦による方法と決定してよろしいか。
委員一同	(異議無しの声)
仮議長	<p>異議なしと認め、指名推薦と決定いたします。</p> <p>次に、会長に適任とされる委員の方のご指名はございますでしょうか。あるようでしたら発言をお願いします。</p>
	(藤岡委員、挙手)
仮議長	藤岡委員。
藤岡委員	はい、藤岡です。今まで、長浦さんには長い間、会長職をしていただき、大変お世話になりました。私は、脇町地区の河野耕八郎委員を会長に推薦いたします。

仮議長	ただ今、藤岡委員より、河野耕八郎委員を会長にという指名推薦がありました ましたが、いかがいたしましょうか。
	(意見無し)
仮議長	無いようです。それでは、お諮りいたします。藤岡委員から、河野耕八郎 委員を推薦するという発言がありました。河野耕八郎委員を会長と決定する ことに、ご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
仮議長	異議なしと認めます。河野耕八郎委員を会長とすることと決定いたしま す。
仮議長	それでは、美馬市農業委員会の新しい会長が選任されましたので、仮議長 を退任させていただきます。 委員の皆様方のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。
	(長浦委員、自席へ移動)
事務局長	長浦委員さんありがとうございました。 それではここで、新たに会長に選任されました河野会長からご挨拶をいた だきたいと思えます。河野会長、前の席にご移動をお願いします。
	(河野会長、議長席へ移動)
事務局長	それでは、河野会長、よろしくお願ひいたします。
河野会長	(会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。これよりの議事進行につきましては、河野会長、 よろしくお願ひいたします。
議 長	それでは、議事日程に基づきまして、議事の進行をさせていただきます。 着座にての進行とさせていただきます。 日程 第4、議席の決定についてを議題とします。先ほど、皆様方が座って いる席を仮議席として決定されましたが、今度は、本議席を決定することと いたします。先程の説明では、仮議席は、委員経験年数の短い順、また、生 年月日の若い順で決めたということでありましたが、本議席の決定について は、いかがいたしましょうか。
	(河野弘彦委員、挙手)
議 長	河野委員。
河野弘彦委 員	河野です。いまの議席の件ですが、6番の黒川委員さんが過去に農業委員 をされておりますが、今、座られている席が1期目の席となっております。 黒川さんから意見がなかったら、今のままの席でいいと思えますが、過去に 経験されている実績がありますので、やはり順番は後ろのほうがいいのでは ないかと思えます。皆様方のご意見を聞きたいと思えます。

議 長	ありがとうございました。他にございませんか。
	(長浦委員、挙手)
議 長	長浦委員。
長浦委員	まず最初に、黒川さん本人にお聞きしたらどうでしょうか。
議 長	ありがとうございます。それでは、黒川委員さん、どうですか。
黒川委員	このままで結構です。
議 長	黒川委員がこのままで結構ですということですので、仮議席を本議席と決定することに、ご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。それでは、ただ今から、仮議席を本議席とすることと決定いたします。
議 長	次に、日程 第 5、議事録署名委員の指名について でございますが、慣例により議長の指名とさせていただくことに、ご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	ありがとうございます。 それでは、議事録署名委員に、1 番、美馬英二さん、2 番、逢坂利人さんのお二人をお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。
議 長	次に、日程第 6、会長職務代理者の互選についてでございますが、指名推薦、投票などの方法がございますが、いかがいたしましょうか。
	(1 8 番、藤岡委員、挙手)
議 長	藤岡委員。
1 8 番 藤岡委員	会長職務代理者の選任においても同様に、今後の農業委員会の運営等のことを考慮する中で、私は、指名推薦という形をお願いしたいと思います。以上です。
議 長	藤岡委員から指名推薦による方法とのご提案がございましたが、他に、ご意見ございませんか。
	(意見無し)
議 長	無いようです。お諮りいたします。 会長職務代理者の互選方法につきましても、指名推薦による方法と決定してよろしいか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。それでは、指名推薦と決定いたします。次に、会長職務代理者に適任とされる委員の方のご指名はございますでしょうか。あるようでしたら発言をお願いします。
	(1 8 番、藤岡委員、挙手)

議 長	藤岡委員。
18番 藤岡委員	私は、会長職務代理者の候補者に美馬地区の藤本委員さんが適任でないか と思います。
議 長	ただ今、藤本委員を会長職務代理者にという指名推薦がありましたが、い かがいたしましょうか。
	(意見無し)
議 長	無いようです。それでは、お諮りいたします。藤岡委員から、7番、藤 本委員を推薦するという発言がありました。藤本委員を会長職務代理者と決 定することに、ご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、7番、藤本委員を会長職務代理者とするこ とと決定します。
議 長	ではここで、会長職務代理者に選任されました藤本委員から一言、ご挨拶 をお願いしたいと思います。藤本委員、前にお越し下さい。
	(7番藤本委員、前に移動)
7番 藤本委員	(会長職務代理者、挨拶)
議長	ありがとうございました。それでは、藤本会長職務代理者、自席の方にお 戻り下さい。
	(7番、藤本委員、自席へ移動)
議 長	次に、日程第7、議案第37号、農地利用最適化推進委員の委嘱について を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局長	それでは、ご説明させていただきます。 農地利用最適化推進委員の委嘱については、農業委員会等に関する法律第 17条に基づき、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見 を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない となっております。美馬市農業委員会では、本年2月13日から3月14日 までの間、また、脇区域における再募集として、5月17日から6月9日ま での間、委員定数18名の公募を行いました。募集結果として、農業委員の 応募と重複する4名を含めた22名の応募がございました。地区の内訳とし て、美馬区域では、定数5名に対し、5名の応募がありました。脇区域では、 定数7名に対し、10名の応募がありました。穴吹区域では、定数4名に対 し、5名の応募がありました。木屋平区域では、定数2名に対し、2名の応 募がありました。この応募状況を基に、6月28日に美馬市農地利用最適化 推進委員候補者評価委員会を開催し、候補者の評価を行ないました。その結

	<p>果として、評価委員会では、農業委員への応募と重複する4名を除く候補者18名を農地利用最適化推進委員として、選考しております。お手元にお配りしております、農地利用最適化推進委員候補者名簿をご覧ください。上から募集区域、五十音順に、氏名を読み上げさせていただきます。</p> <p>まず、美馬区域として、逢坂俊英さん、田中耕治さん、田邊博美さん、藤澤正平さん、藤原和夫さんの5名です。</p> <p>次に脇区域として、小笠英夫さん、塩田正幸さん、篠原豊のさん、玉井百合子さん、田村實さん、西村芳樹さん、山内健司さんの7名です。</p> <p>次に穴吹区域として、石川與志人さん、小山陽央さん、中川近敏さん、松家正勝さんの4名です。</p> <p>次に、木屋平区域として、着藤善夫さん、松家繁信さんの2名です。</p> <p>以上の18名を農地利用最適化推進委員として委嘱することについて、承認を求めるものでございます。説明は以上です。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(意見無し)</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。事務局から説明のあった18名を農地利用最適化推進委員として委嘱することに、ご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議無しの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第37号、農地利用最適化推進委員の委嘱については、議案のとおり決定いたします。</p>
	<p>それでは、次に、日程第8、その他についてを議題とします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局、説明)</p>
議 長	<p>どうも、ありがとうございました。それでは、ただ今の事務局からの説明の中で、何かご質問等ございませんか。</p>
	<p>(質問無し)</p>
議 長	<p>無いようですので、これをもちまして、令和5年 美馬市農業委員会臨時総会を閉会いたします。スムーズな議事進行にご協力をいただきありがとうございました。なお、次回総会は、8月28日、月曜日、午後1時から、こちらの会場で開催予定です。</p>

美馬市情報公開条例第7条第1項1号及び5号、6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれ

その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。